

## 添付書類必要部数一覧表

		公衆用道路（注3）	公園	下水道用地	ごみ・資源集積場所
登記担当課		道路計画課	管財課		
登記原因証明情報兼土地所有権移転登記承諾書		1	1	1	1
登記事項証明書（抵当権抹消後のもの。コピー可）		1	1	1	1
義務者が法人の場合	印鑑証明書のコピー	1	1	1	1
義務者が個人の場合	印鑑証明書（注1）				
開発区域位置区域図		4	2	2	2
公図の写し		4	2	2	2
実測に基づく公共施設の新旧対照図		4	2	2	2
公共施設用地確定測量図		3	2	2	2
完了平面図		3	-	-	-
道路境界確定図		5	-	-	-
完了写真（地目変更用）		2（注2）	-	-	-
登記原因証明情報兼登記承諾書様式 （登記の原因となる法律行為）	開発行為	様式1（都市計画法第40条）			様式2（開発事業基準条例第34条）
	建築事業	様式2（開発事業基準条例第34条）			

注1 1つの開発事業において、公衆用道路とその他両方の帰属がある場合は、印鑑証明書は原本1通で手続き可能です。原本は管財課に提出し、道路計画課にはコピーを提出してください。

注2 帰属する用地が全て分かるように撮影してください。なお、帰属する用地の地目が既に「公衆用道路」の場合は必要ありません。

注3 付替がある場合は、開発協議時に別途ご案内いたします。